

任期付職員の採用について

職種	内閣官房子ども家庭庁設立準備室任期付職員（調査研究・統計分析）
職務の内容及び待遇等	1. 職務内容 子ども家庭庁では、子どもや家庭に関するデータ・統計を活用し、こどもの置かれている状況や課題を的確に調査・分析することにより、エビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善を行うこととしている。 特に、子ども・子育て支援やこどもの権利擁護、困難を抱える子どもや若者、家庭等を対象とした各種調査研究等を行い、政策立案に資する職務について公募を実施する。 2. 待遇等 （1）採用形態 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の国家公務員として採用します。 （2）採用予定官職 内閣事務官（参事官補佐級もしくは主査級） ※これまでの経歴等によっては、実際の発令が異なる場合があります。 （3）給与 給与については、任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。 （4）勤務時間・休暇等 ・勤務時間：午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分（昼休み 1 時間を含む。土、日、休日を除く。） ・休暇：年次休暇 20 日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。20 日を限度に翌年に繰越可。）、特別休暇、病気休暇、介護休暇 （5）その他 ・ 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）等に基づき、兼業に当たっては制限があります。また、業務上知りえた情報について守秘義務が課されることとなります。 ・ 子ども家庭庁と関係する部署に併任となり、当該部署の事務を行う場合があります。
求める人材	・ 大学や研究所、民間シンクタンク等において、子ども・若者政策等に関連する分野の調査、分析、研究等の業務に 4 年以上携わった経験を有すること。 ・ ご自身の専門に限らず多面的な調査研究等に携わることができる者
採用予定人数	1 名
採用予定期間	令和 4 年 10 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日まで

【勤務地：東京都千代田区】

	(こども家庭庁が発足した際には転任することとなります。) (職務の状況によっては任期の更新等もあり得ます。)
応募資格	1. 大学卒業又は同等以上の学力を有することが望ましい 2. 上記「求める人材」に記載された実務経験を有すること 3. 当該採用期間にわたり継続して勤務が可能な者 4. 日本国籍を有する者 なお、次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。 (1) 日本国籍を有しない者 (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (5) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
選考方法	一次選考：書類審査、二次選考：面接 ※書類審査の結果、二次選考(面接)を行うこととなった方のみに二次選考の日時・場所等を1週間以内にご連絡いたします。
応募受付期間	令和4年8月10日(水) 必着
問い合わせ先	人事担当 稲井、柳下、西村 電話：03-6550-9471 E-mail：jinji_kodomokatei.b3h@cas.go.jp
応募要領	1. 応募方法 下記提出書類を担当あて郵送(応募締切日必着)してください。(応募書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。) 2. 提出書類 (1) 一次選考(書類審査) ① 履歴書(市販の用紙で可) ※写真貼付、メールアドレス記載 ② 志望理由をまとめたもの(A4横書) ③ これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの(A4横書) (注) 専門知識、経験に関する資料、資格に関する証明書類があれば、写しをご提出ください。 (2) 二次選考(書類選考により面接の連絡を受けた者) ① 戸籍謄本1通(発行日から3ヶ月以内のもの) ② 卒業(修了)証明書(大学・大学院等) 3. 提出先 〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1 内閣官房こども家庭庁設立準備室 人事担当

【勤務地：東京都千代田区】

	※封筒に「任期付職員応募（調査研究・統計分析）」と必ず記載の上、書留等の追跡可能な方法で提出してください。
備考	1. 現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職する必要があります。（休職は不可） 2. 採用内定者には、健康診断を受診（自己負担により任意の医療機関で実施）していただきます。